

三芳町政策研究所「未来創造みよし塾」設置要綱

(設置)

第1条 町政に関する総合的な調査研究を行うため、三芳町政策研究所「未来創造みよし塾」(以下「研究所」という。)を政策秘書室に置く。

(所掌事務等)

第2条 研究所は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町の政策及び施策の調査研究に関すること。
- (2) 町の政策及び施策の提言に関すること。
- (3) 町長のマニフェストと行政計画の整合と進行管理に関すること。

(組織)

第3条 研究所は、次に掲げるもので組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 政策アドバイザー
- (4) 客員研究員
- (5) 研究員
- (6) プロジェクトチーム

2 所長は副町長を、副所長は政策秘書室長をもって充てる。

3 政策アドバイザーは、学識経験者のうちから町長が任命する。

4 町長は客員研究員として、プロジェクトチームに参加することができる。

5 研究員は、政策秘書室の職員をもって充てる。

(職務)

第4条 所長は、町長の命を受け、研究所の調査研究等を統括するとともに、所属職員を指揮監督する。

2 副所長は、所長の命を受け、所長を補佐し、所長の職務を代理するとともに、研究所の事務を統括する。

3 政策アドバイザーは、所長の指定する調査研究等の指導を行う。

4 客員研究員は、調査研究等に適宜参加する。

5 研究員は、調査研究等を行うとともに、プロジェクトチームを管理する。

(プロジェクトチーム)

第5条 所長及び副所長は、指定する調査研究等を行うため、プロジェクトチームを設置することができる。

2 プロジェクトチームには、研究員のほか次に掲げる者を置くことができる。

(1) プロジェクトチームアドバイザー

(2) 市民研究員

(3) 町長が命じた職員

3 プロジェクトチームアドバイザーは、知識経験を有する者のうちから所長が任命する。

4 市民研究員は、公募に応じた者のうちから所長が委嘱する。

(調査研究の自由)

第6条 研究所の研究員等の研究活動及びその成果の発表の自由は、これを保障する。

(情報の提供)

第7条 政策研究所の研究成果は、公表するものとする。

(庶務)

第8条 研究所の庶務は、政策秘書室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。